

○葛城市乳幼児等医療費助成条例

平成16年10月1日
条例第91号

(目的)

第1条 この条例は、乳幼児及び小児(以下「乳幼児等」という。)を養育している者に対し当該乳幼児等に係る医療費の一部を助成し、もって乳幼児等の健康の保持及び福祉の増進を図ることを目的とする。

(定義)

第1条の2 この条例において「乳幼児」とは、出生の日から6歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。

2 この条例において「小児」とは、乳幼児以外の者であって、15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるものをいう。

(助成要件)

第2条 この条例により、医療費の助成を受けることができる者は、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)による被保険者である乳幼児等又は規則で定める社会保険各法(以下「社会保険各法」という。)による被扶養者である乳幼児等を主として養育している者(生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護を受けている世帯に属する者を除く。)とし、この場合における乳幼児等は、本市に住所を有する者とする。

(助成の範囲)

第3条 医療費の助成は、乳幼児等の疾病又は負傷について国民健康保険法、社会保険各法その他の法令の規定により医療に関する給付が行われた場合における医療費のうち、当該法令の規定によって前条に規定する要件に該当する者(以下「対象者」という。)が負担した額に相当する額から次に掲げる額を控除した額(以下「助成金」という。)を対象者に支給して行うものとする。

(1) 入院時の食事療養に係る標準負担額に相当する額

(2) 法令の規定による払戻額その他これに相当するものが支給されている場合は、その額に相当する額

(3) 市長が別に規則で定める額

(証明書の交付等)

第4条 市長は、乳幼児等に係る医療費の助成を受けようとする対象者に対し規則で定めるところにより医療費の助成の対象となる乳幼児等であることを示す証明書を交付するものとする。

2 前項の対象者は、当該証明書を医療機関等において乳幼児等が医療を受ける際に提示しなければならない。

(届出)

第5条 対象者は、住所を変更したときその他規則で定める事由が生じたときは、その旨を速やかに市長に届け出なければならない。

(譲渡又は担保の禁止)

第6条 この条例による助成金の支給を受ける権利は、譲渡し、又は担保に供してはならない。

(助成金の返還)

第7条 偽りその他不正の手段によって、この条例による助成金の支給を受けた者がいるときは、市長は、当該助成金の全部又は一部を返還させることができる。

(受給資格登録等の停止)

第8条 市長は、別に定める医療費貸付制度の対象者として認定した対象者が、医療費貸付制度の利用について著しく不適切な行為をしたときは、当該対象者の受給者資格登録及び助成金の支給を停止することができる。

(損害賠償との調整)

第9条 市長は、対象者が疾病又は負傷に関し損害賠償を受けたときは、その価額の限度において、当該助成金の全部若しくは一部を支給せず、又は既に支給した当該助成金の額に相当する金額を返還させることができる。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成16年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 [この条例](#)の施行の日の前日までに、合併前の新庄町乳幼児医療費助成条例(昭和48年新庄町条例第33号)又は當麻町老人等医療費助成条例(昭和46年當麻町条例第19号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれ[この条例](#)の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成17年条例第19号)

(施行期日)

- 1 この条例中、第1条の規定は平成17年4月1日から、第2条の規定は同年8月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の葛城市乳幼児医療費助成条例の規定は、この条例の施行の日以後に行われた医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則(平成21年条例第7号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の葛城市乳幼児等医療費助成条例の規定は、この条例の施行の日以後に行われた医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則(平成25年条例第13号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の葛城市乳幼児等医療費助成条例の規定は、この条例の施行の日以後に行われた医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。